久喜市議会
平成２５年２月定例会
議員提出追加議案

議　　案　　目　　録

意見第１号　東日本大震災に伴う液状化対策事業の宅地部分に対し国の支援を求める意見書 ………… １

意見第２号　生活保護基準の引下げをしないことを求める意見書 ………… ３

意見第１号

東日本大震災に伴う液状化対策事業の宅地部分に対し国の支援を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成２５年３月６日

提出者　久喜市議会議員
石　田　利　春
山　田　達　雄
石　川　忠　義
矢　﨑　　康

久喜市議会議長　　上　條　哲　弘　　様

東日本大震災に伴う液状化対策事業の宅地部分に対し国の支援を求める意見書

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は、東北各県を中心に甚大な被害をもたらしました。久喜市でも南栗橋地域において液状化現象が起き、道路や上下水道のほか、建物の傾斜などによる健康被害、住宅などにも多大な被害が発生しました。

震災後２年近くが経過する中、国の支援制度である「被災者生活再建支援制度」の適用を受け、復興にむけた官民一体の取り組みがなされ、一定の再建が進みつつあります。

しかし、液状化の爪あとは深く、再液状化防止に向けた地盤改良などは多額の費用がかかることから修復できず未だ完全復旧に至っていない状況です。

この間、久喜市では東日本大震災復興特別区域法の対象となり、東日本大震災復興交付金を活用し再液状化防止対策に向け、平成２４年５月２４日には地盤工学専門家の方々による「液状化対策検討委員会」を立上げ検討を進めて来ました。

この事業は再液状化の発生を抑制するため、道路などの「公共施設」と「隣接する住宅地等」との一体的な液状化対策を行うもので、宅地も含め一体的な地盤改良事業を行うものであります。しかしながら、この事業対策に係わる費用については「公共施設」については公費で負担し、「隣接する宅地」部分については所有者の負担となっており土地所有者に多大な負担がかかることから「一体的な地盤対策」の実施は困難な状況にあります。

現在、液状化対策検討委員会では、どのような工法が所有者負担の軽減につながるか苦心し、工法を検討していますが、それでも多額の費用がかかる事となり、加えてこの

事業を進めるには、宅地所有権者３分の２以上の同意が必要条件となっています。

以上のことから、宅地部分の再液状化防止対策に伴う費用について、国の支援を求めるものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

久　喜　市　議　会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣　　あて
国土交通大臣
復興大臣

意見第２号

生活保護基準の引下げをしないことを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成２５年３月６日

提出者　久喜市議会議員
木　村　奉　憲
渡　辺　昌　代

賛成者　久喜市議会議員
杉　野　　修
石　田　利　春

久喜市議会議長　　上　條　哲　弘　　様

生活保護基準の引下げをしないことを求める意見書

安倍内閣は２０１３年度政府予算案を１月２９日に閣議決定し、その中で生活保護費について３年連続で大幅に引き下げることとしました。これは生活保護費受給者の暮らしに直接打撃を与えるだけでなく、最低賃金や地方税の非課税基準、就学援助の給付対象基準などに連動します。このため国民生活にも大きな影響を及ぼし、とりわけ困窮する低所得者の負担が増大することになります。

生活保護基準の引下げの中心は、日常生活になくてはならない食費や光熱費などの「生活扶助費」です。いまでも受給者は食費などをぎりぎりに抑え、切り詰めた生活を続けています。生活保護基準は憲法２５条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準であり、利用者の生活水準をさらに低下させ、人間らしく生きる権利を奪うことにもつながります。

今回の生活保護費のうち、食費など生活費に使う「生活扶助費」を今年８月から段階的に減らし、２０１５年度以降、支給額を７４０億円削減しようとしています。削減幅は７．３％。生活扶助の基準額を６．５％引き下げることで６７０億円、年末に支給される「期末一時扶助」を７０億円削減する予定です。厚生労働省によると受給世帯の９６％で基準額が減る見通しで、とくに子育て世帯に大きな打撃となります。以上のことから下記の点を求めます。

１．生活保護基準の引き下げをしないこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

久　喜　市　議　会

内 閣 総 理 大 臣
財　　務　　大　　臣　　あて
厚 生 労 働 大 臣